

造船業の活力の再生に向けた基本指針（事業分野別指針）の概要

平成 23 年 7 月
国 土 交 通 省
海事局船舶産業課

1. 策定の背景

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 48 号）によって、事業所管大臣は、所管業種が、①過剰供給構造にある事業分野又は②生産性の向上が特に必要な事業分野である場合に加え、新たに、③我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野又は④新需要の開拓が特に必要な事業分野である場合において、当該事業分野の特性に応じた方針（事業分野別指針）を定めることができることとされた。（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。）第 4 条）

今般、造船業については、上記の事業分野に該当し、かつ、グローバル市場における競争激化に対応した産業再編などを促す必要があることから、造船業に係る事業分野別指針として「造船業の活力の再生に向けた基本指針」を策定することが必要となっている。

2. 当該指針の概要

「造船業の活力の再生に向けた基本指針」は、産活法第 4 条の規定に基づき、事業分野の特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新に図ることが適当と認められるものとして造船業を指定するとともに、我が国造船業の国際競争力を維持強化し、持続的な発展に資するために、事業者が取り組むべき基本的方向性を示したものである。具体的には、現状認識及び指針策定の必要性を示した上で、

- ① 海外企業との差別化を図っていくための企業連携の強化
 - ② 市場を確保・拡大していくための新市場・新事業への展開
 - ③ 舶用工業との連携やアフターケアサービス事業などの多角的な展開
- といった事業者の取組みの基本的方向性を示したものである。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成 23 年 7 月下旬